

保育料の算定方法について

1. 算定方法について

- お子さんの年度当初の年齢（年度途中で誕生日を迎えても変わりません。）に基づき、父母の市町村民税額の合算で 令和5年度 鶴岡市保育料表のとおり決定します。
- 4～8月分の保育料と副食費の徴収・免除判定は、令和4年度の市町村民税額で決定し、9月以降については、令和5年度の市町村民税額で決定します。そのため、階層区分に変更がある場合は、9月以降の保育料、副食費の徴収・免除判定が変更となります。
 ※転居や離婚等による世帯員の変更または修正申告等により市町村民税額に変更があった場合は、保育料が変更になる場合がありますので、「入所児童世帯等変更届」を園または入所担当課にご提出ください。
- 1号認定と2号認定の3歳児以上のお子さんの副食費は原則徴収となりますが、免除の階層区分（保育料表参照）に該当する場合、副食費が免除となります。また、副食費が徴収区分であっても、年度当初18歳未満のお子さんを3人以上養育している場合、3人目以降のお子さんの副食費は免除となります。
 免除対象となる場合に限り、「副食費の免除のお知らせ」を送付（同封）いたします。
- 保育料を算定する市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別控除等控除、配当控除、寄附金控除等控除、外国税控除等控除、配当割戻額又は株式等譲渡所得割戻額等控除）の適用前の額となります。

2. 保育料等について

- 保育料の納付について
 認定こども園、地域型保育所の保育料は、園で徴収しますので、鶴岡市が決定した保育料は、園に納付ください。
- 保育料の軽減について
山形県保育料無償化に向けた保育料軽減交付金事業により、令和3年9月1日から当面、B3～D3階層の保育料が無償（0円）となります。
- 園が定める実費徴収について
 副食費や延長保育料、通園バス料金等は、園が金額を定め園が徴収しますので、納付方法等は各園にお問い合わせください。

＜お問い合わせ＞

鶴岡市役所 子育て推進課 TEL 0235-35-1291 直通	櫛引庁舎 市民福祉課 TEL 0235-57-2116 直通
藤島庁舎 市民福祉課 TEL 0235-64-5810 直通	朝日庁舎 市民福祉課 TEL 0235-53-2115 直通
羽黒庁舎 市民福祉課 TEL 0235-26-8774 直通	温海庁舎 市民福祉課 TEL 0235-43-4613 直通

令和5年度 鶴岡市保育料表（1号認定）

適用日：令和5年4月1日

世帯の階層区分		保育料月額	副食費の徴収
生活保護世帯等		0円	免除
市町村民税非課税の母子・父子・障害者世帯		0円	免除
市町村民税非課税世帯		0円	免除
市町村民税所得割額	1円以上～	0円	免除
	77,101円未満		
	77,101円以上～211,201円未満	0円	●徴収
	211,201円以上	0円	●徴収

- (注) 1 父母以外の児童の直系家族が生計中心者である場合、その生計中心者の税額で副食費免除判定をする場合があります。
- 2 年度当初18歳未満のお子さんを3人以上養育している場合、申請により3人目以降のお子さんの副食費は免除になります。

2・3号認定の保育料表は裏面に記載

令和5年度 鶴岡市保育料表（2・3号認定）

適用日:令和5年4月1日

世帯の階層区分		認定	0・1・2 歳児の月額保育料 () 内は、軽減前の保育料		副食費の徴収 3 歳児以上	
生活保護世帯等	A	標準	0 円		免除	
		短時間	0 円		免除	
市町村民税非課税の 母子・父子・障害者世帯	B1	標準	0 円		免除	
		短時間	0 円		免除	
市町村民税非課税世帯	B2	標準	0 円		免除	
		短時間	0 円		免除	
市町村民税均等割のみ課税の 母子・父子・障害者世帯	B3	標準	0 円	(7,500 円)	免除	
		短時間	0 円	(7,000 円)	免除	
市町村民税均等割のみ課税世帯	B4	標準	0 円 (16,000 円)		免除	
		短時間	0 円 (15,500 円)		免除	
市町村民税所得割額	1 円以上～ 48,600 円未満	母子・父子・障害者 世帯	C1	標準	0 円 (8,000 円)	免除
		母子・父子・障害者 世帯以外	D1	標準	0 円 (17,500 円)	免除
	母子・父子・障害者 世帯以外	D1	短時間	0 円 (17,000 円)	免除	
	48,600 円以上～ 57,700 円未満	母子・父子・障害者 世帯	C2	標準	0 円 (8,000 円)	免除
		母子・父子・障害者 世帯以外	D21	標準	0 円 (22,000 円)	免除
	母子・父子・障害者 世帯以外	D21	短時間	0 円 (21,500 円)	免除	
	57,700 円以上～ 70,000 円未満	母子・父子・障害者 世帯	C2	標準	0 円 (8,000 円)	免除
		母子・父子・障害者 世帯以外	D22	標準	0 円 (22,000 円)	●徴収
	母子・父子・障害者 世帯以外	D22	短時間	0 円 (21,500 円)	●徴収	
	70,000 円以上～ 77,101 円未満	母子・父子・障害者 世帯	C3	標準	0 円 (8,000 円)	免除
		母子・父子・障害者 世帯	C3	短時間	0 円 (7,500 円)	免除
	母子・父子・障害者 世帯以外	D3	標準	0 円 (27,000 円)	●徴収	
	母子・父子・障害者 世帯以外	D3	短時間	0 円 (26,500 円)	●徴収	
	77,101 円以上 ～97,000 円未満	D3	標準	0 円 (27,000 円)	●徴収	
			短時間	0 円 (26,500 円)	●徴収	
	97,000 円以上 ～169,000 円未満	D4	標準	35,000 円		●徴収
			短時間	34,000 円		●徴収
	169,000 円以上 ～250,000 円未満	D5	標準	43,000 円		●徴収
			短時間	42,000 円		●徴収
	250,000 円以上 ～301,000 円未満	D6	標準	47,000 円		●徴収
短時間			46,000 円		●徴収	
301,000 円以上	D7	標準	52,000 円		●徴収	
		短時間	51,000 円		●徴収	

(注)

- 1 父母以外の児童の直系家族が生計中心者である場合、その生計中心者の税額で保育料算定と副食費免除判定をする場合があります。
- 2 兄弟姉妹で2人以上同時在園している場合の0～2歳児の保育料は2人目が半額、3人目以降は無料となり、小学校就学前の兄弟が福祉施設等に入園している場合も同様です（市への届出が必要な場合があります）。
- 3 年度当初18歳未満のお子さんを3人以上養育している場合、申請により3人目以降のお子さんの0～2歳児の保育料が無料、3歳児以上の副食費は免除になります。
- 4 山形県保育料無償化に向けた保育料軽減交付金事業により、令和3年9月1日から当面、B3～D3階層の保育料が無償（0円）となります。
- 5 0から2歳児の副食費は、保育料に含まれており、副食費だけの免除はありません。